

改葬許可申請の手引き

「改葬」とは、簡単に言えば「**お墓の引越し**」です。今までお墓を守ってくれた親類縁者がいなくなった、転居してお墓から遠くなった、区画整理でお墓が移転する等々の理由で現在のお墓から新しいお墓へ遺骨を移すことです。**墓地埋葬等に関する法律**により、改葬をするには**町長の許可**が必要となります。

※墓石を新しく改修する場合は、改葬許可は不要です。

＜改葬手続きの流れ＞

1. まずは移転先(受入先)のお墓を確保し、改葬許可申請書を役場でもらって来ます

- 町民生活課窓口にてお渡ししております。なお、許可申請書は、郵送にて取り寄せ、または、亘理町ホームページより印刷することができます。

・郵送を希望する場合は、返信用封筒(切手貼付)を同封ください

2. 改葬許可申請書に必要事項を記入します

- 死亡者の本籍、最終住所、氏名、性別、死亡年月日
.....※死産の場合は父母の本籍、住所、氏名.....
- 埋葬(火葬)の場所...墓地に区画番号がある場合はその番号も
- 埋葬(火葬)の年月日...死産の場合は分娩年月日
- 改葬理由
- 改葬場所
- 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄
- 埋葬証明書が申請書と一体になっている場合...管理者の署名捺印
- ※古い遺骨などで、本籍・住所・死亡年月日などが不明の場合、死亡地や火葬を行った場所がわかれば、管轄市町村に問合せをします

4. 改葬元(埋蔵先)から改葬許可申請書に埋葬(納骨)を証明する署名捺印してもらいます

※寺院等から証明書等が発行されている場合は、改葬元(埋蔵先)から埋葬(納骨)証明書を発行してもらいます

5. 申請書と添付書類を役場町民生活課の窓口に提出して、改葬許可証の発行を受けます

- 墓地使用者以外の者から、改葬許可申請が行われる場合は、墓地使用者の承諾書を添付してください

- 遠隔地の場合は郵送で送付ください

なお、返信用封筒(切手貼付)を同封ください

6. 改葬元(埋蔵先)の墓地(納骨堂)の管理者に改葬許可証を提示して遺骨を取出します

- 提示するだけで渡してはいけません

7. 改葬先(受入先)の墓地(納骨堂)の管理者に改葬許可証を渡して遺骨を納骨します

墓地、埋葬等に関する法律

第五条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

墓地、埋葬等に関する法律施行規則

第二条 法第五条第一項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。

- 一 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別（死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名）
- 二 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）
- 三 埋葬又は火葬の場所
- 四 埋葬又は火葬の年月日
- 五 改葬の理由
- 六 改葬の場所
- 七 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者（以下「墓地使用者等」という。）との関係

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 墓地又は納骨堂（以下「墓地等」という。）の管理者の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面（これにより難い特別の事情のある場合にあっては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面）
- 二 墓地使用者等以外の者にあっては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに對抗することができる裁判の謄本
- 三 その他市町村長が特に必要と認める書類

<無縁墳墓の改葬手続>

死亡者の縁故者や無縁墳墓に権利を持つ者に対して、1年以内に申し出るべき旨を官報に記載して、且つ無縁墳墓のある場所に立て札を1年間掲示し、その期間に申出がなかったことを記載した書類を改葬許可申請書に添付します

その際、無縁墳墓の写真及び位置図、官報の写し、立て札の写真を添付します

留意事項

●通常、現在のお墓から遺骨を取出す際は、そのお墓に対する「魂抜き」が、改葬先に納骨する際は、そのお墓に対する「魂入れ」の儀式が行われます。各地方の慣習や宗派による違い等十分考慮されて手続をなさるべきだと思います。お寺などでは檀家総代の方に相談されるのも一計かと思います

<問合せ先>

亘理町役場 町民生活課生活環境班

〒989-2393 宮城県亘理郡亘理町字悠里1番地

TEL 0223-34-1113

FAX 0223-34-6178